

令和2年8月1日

三塩化アルミニウム等が新たに消防活動阻害物質に指定されます

令和2年12月1日より、消防活動上、重大な支障を生じるおそれがあるものとして「三塩化アルミニウム」、「三塩化アルミニウムを含有するもの」が新たに指定されます。

○消防活動阻害物質とは

「圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質であり、政令（危険物の規制に関する政令第1条の10第1項（以下、「政令」という。））で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。」と規定されています。（消防法第9条の3）

「三塩化アルミニウム」は一般に塩化アルミニウムと呼ばれるもので、「三塩化アルミニウムを含有するもの」にも共通の性質として、水との反応で人体に有害な気体を発生する危険性があります。

これらは主に、農薬、医薬品、香料、防腐剤、染色剤などの原料や、触媒として使用されています。

「三塩化アルミニウム」や「三塩化アルミニウムを含有するもの」を200キログラム以上、保管や使用をする場合は消防署へ届出が必要です。

該当するものがあれば、保管量や使用料、取り扱い方法を今一度、ご確認ください。

《省令の交付》※総務省消防庁参照

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部が改正（公布：令和2年5月29日総務省令第57号）

《届出用紙》

届出する際の届出書（様式第1（第1条の5関係）圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書）については、当組合ホームページの「申請・届出用紙」→「危険物」よりダウンロードすることができます。

津山圏域消防組合消防本部
予防課 予防広報係
(0868) 31-1260